

令和6年第12回

安芸高田市農業委員会総会

議 事 録

令和6年12月23日（月）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 令和6年12月23日(月)

【時間及び場所】 午後1時30分より 安芸高田市役所 会議室211

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 6号 共有者不明農用地等に係る公示について
日程第 3 議案第 64号 事業計画変更承認申請について
日程第 4 議案第 65号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 66号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第 67号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7 議案第 68号 非農地証明申請について
日程第 8 議案第 69号 非農地通知の発出について
日程第 9 議案第 70号 農用地利用集積計画の決定について

議席	氏名	出席	議席	氏名	出席	議席	氏名	出席
1	光永 直義	○	5	藤原 憲司	○	9	仁伍 雅史	○
2	秋國 満	○	6	山本 英次	○	10	田中 秀之	○
3	水重 克幸	○	7	津田 泰成	○	11	境江 芳暢	○
4	見坂トシ子	○	8	黒瀬 忠司	○	12	高松 忠夫	○

事務局 出席 稲田 圭介 事務局長
武部 弘典 係長
中村 貴啓 専門員

総会開始 午後1時30分

総会時間 50分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○田中会長

令和6年第12回、令和6年最後の総会になりますが、安芸高田市農業委員会総会を開会とさせていただきます。本日の欠席者はございません。したがって全員出席でございます。定数に達しておりますので、令和6年第12回安芸高田市農業委員会総会を開会といたします。本日の議事日程等につきましては、あらかじめお手元の方へご配付をさせていただいております。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員につきましては、安芸高田市農業委員会総会会議規則第13条第2項の規定によりまして、議長において行います。3番 水重委員、4番 見坂委員さん兩名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第6号 共有者不明農用地等に係る公示につきまして報告を求めます。事務局から報告をお願いいたします。

(事務局報告)

○田中会長

ありがとうございました。この案件につきまして、質疑、ご意見はございませんか？質疑がないようございますので、以上で共有者不明農用地等に係る公示につきましては、報告を終わります。次へまいります。

日程第3 議案第64号 事業計画変更承認申請につきましてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号1号につきまして、9番 仁伍委員さんお願いいたします。

○仁伍委員

9番 仁伍です。受付番号1号について報告します。12月11日、推進委員、農業委員、事務局で現地確認いたしました。場所は、●●●●から●●●●●●●●方向へ800m進んだ所を右折して、100m進んだところになります。申請地は現在は蕎麦が収穫済みの状態でした。事務局からあったような状況で今回蕎麦に計画変更するための申請です。書類申請にあるように、見込み収量、地域の平均反収が50kgで、8割以上ということで40kgで書類を出してこられました。最後のところにあるように出荷製品量が86kgで2反なので、だいたい40kgより少し多く取れているのかなということで、収量も問題ないですし、今回の申請は



へ●●●●から向かって行きますと、ちょうど中間地点。下ってまいりますので、その●●の右側に位置する場所でございます。約1 km進みますと、●●●●の●●●●でございます。そういった場所でございます。面積は2筆合わせて、3, 259㎡でございます。続いての耕作という事で説明を受けております。何ら問題は無かろうかという事でございます。以上で報告を終わります。

#### ○水重職務代理

ありがとうございました。次に受付番号91号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

#### ○光永委員

1番 光永です。受付番号91号について報告します。12月11日、推進委員、農業委員、事務局とで確認を確認いたしました。図面番号65-91をご覧ください。真ん中にある道が●●●●●●。右端にあるのが●●●●●●●●●●。右上の信号のマークの左斜め前が、元の●●●●●●というような場所です。それより100mほど手前が申請地。●●●●すぐそばとなります。譲渡人の●●さんは高齢となり、譲受人の●●さんの自宅のすぐ前がこの申請地であり、●●さんは営農的にはすべての農地を耕作されており、この土地を譲ってもらって、畑として使用するものという事です。進入路は●●からの進入路と、自宅の前から仮設の進入路をつけて出入りするという事で、管理も十分行き届くものと思われま。以上で報告を終わります。

#### ○水重職務代理

それでは続いて受付番号92号及び93号について、6番 山本委員さんお願いいたします。

#### ○山本委員

6番 山本です。受付番号92、93号について報告します。12月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号65-92をご覧ください。申請地は●●より●●●●●●●●を●●●●●●に約500m行き、左にある●●●●●●の裏にある畑132㎡です。譲受人の●●さんは、裏にある長年耕作されていない土地を取得され、家庭菜園として使用するために今回の申請に至ったそうです。周りには耕作されている農地はなく、他の農地に影響がない事を確認しました。

続いて93号ですが、図面番号85-93をご覧ください。申請地は●●より●●●●●●●●●●を●●●●●●●●●●に約3km行き、●●●●●●●●●●の手前を左方向に約300m行った所にある、田1, 332㎡です。この案件は営農型太陽光発電のパネル部分の3年間の賃借権設定の案件で



~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時48分 休憩

午後1時48分 再開

○田中会長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第5 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
はじめに事務局より提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局概要説明)

○田中会長

ありがとうございました。続いて担当委員の調査報告をおこないます。受付番号42号につきまして、1番 光永委員さんお願いいたします。

○光永委員

1番 光永です。受付番号42号について報告いたします。12月11日、推進委員、農業委員、事務局とで現地を確認いたしました。この案件は9月の総会にて農振除外申請で申請をしたものです。今回、農振除外済みとなって、今回の申請となっております。図面番号66-42をご覧ください。道というのを右に行くと、●●●●●●●●という場所の点滅の信号があった所にでる場所です。点滅は今なくなっているんですけど、そこから約200m入った所が現地となります。9月にも報告しましたが、昭和の末期、昭和59年前後に今回の申請人の父親が、足腰が不自由となり、車での送迎をしてもらうために道幅を拡張したとのことです。●●●●●●という所に自宅があり、その前の道は昔ながらの牛が通れるぐらいの幅しかなかったものを、その時期に拡張したとの事です。今回の申請には始末書を添付され、周辺にも悪影響はない事を確認してきましたので、やむを得ないものと認められます。詳しい事は調査書のとおりです。以上で報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。これより、質疑及び意見に入ります。質疑、意見のあるかたはご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑及び意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請につきまして、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

だという事で。以前からここは田んぼだった所を造成して、現在も資材置場として活用しているので始末書が添付されています。こういう状況でずっと使っておりまして、周辺にも影響するような田んぼはありませんし、特に問題はなかろうと思います。こういった所は、こういった資材置場とか、そういう形で活用するしか方法がないかなと、あとは原野に戻るような状況なんで、やむを得ないかと思えます。

次に86について説明いたします。同じく12月10日に現地を確認しております。現地につきましては八千代町の●●というところから●●●に行く●●が通っているんですけど、●●●の途中なんですけど、集落が●●●●●しかないところなんで、この一帯は耕作されている土地はありません。現在は●●●●●●●とか●●●とか、耕作放棄地ばかりのようなところなんです。現在は茅原になっております。以前にも太陽光という事で申請があり許可したんですが、それが計画が中止になり取消しがあり、再度別の会社が太陽光として申請されました。周辺への影響は何もありませんし、もうこれしか活用しようがないかなと、やむを得ないものと思えます。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号87号につきまして、6番 山本委員さんお願いいたします。

○山本委員

6番 山本です。受付番号87号について報告をいたします。12月13日、推進委員、農業委員、事務局と現地を確認しました。図面番号67-87をご覧ください。申請地は●●より●●●●●●●を●●●●●に約3km行き、●●●●●●●の手前を左手方向に約300m行った所にある田1、322㎡のうち1.401㎡です。この案件は3条で説明した、営農型太陽光発電の支柱部分の一時転用の申請です。特に問題はなく、他の農地に影響がない事を確認しました。尚、詳しい内容については別紙調査書のとおりです。以上で87号の報告を終わります。

○田中会長

ありがとうございました。以上で調査報告を終わります。

これより質疑及び意見に入ります。質疑及び意見がある方はご発言をお願いいたします。ございませんか？質疑、意見がないようでございます。質疑意見を終了しまして採決に入ります。

議案第67号 農地法第5条の規定によります許可申請について、申請通り許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、申請通り許可することに決しました。

尚、受付番号78号から82号及び87号につきましては、許可妥当と処理をいたしまして、広島県農業会議常設審議委員会に意見聴取することといたします。

ここで5分休憩をいたしたいと思います。暫時休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時07分 休憩

午後2時11分 再開

○田中会長

休憩を閉じ、会議を再開といたします。

日程第7 議案第68号 非農地証明申請についてを議題といたします。はじめに事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。続きまして担当委員の調査報告を行います。受付番号15号から16号まで、5番 藤原委員さんお願いいたします。

○藤原委員

5番 藤原です。15、16号について説明いたします。現地の確認については、12月10日に関係職員で現地を確認しております。現状であります。ここは●●●●から●●●の山の谷川へ1km弱奥まったところですが、谷側の側面に存在している土地なんですけど、細長い昔は棚田という事で、川から水を引きながら田んぼを作っていたと思うんですけども、現在は水路もつまり、土地も狭いという事で活用ができなくて、そのまま放置されて、地目は田ですが到底今後も農地として活用はできませんし、原野に帰すという非農地証明は仕方がない土地だと思います。15、16も同じような状況です。以上です。

○田中会長

ありがとうございました。次に受付番号17号について、7番 津田委員さんお願いいたします。



○水重委員

図面のとおりで特に意見はございません。

○田中会長

見坂委員さんはよろしいでしょうか？

○見坂委員

はい。

○田中会長

その他、皆さんから質疑、意見等がございましたらどうぞ。よろしゅうございますか？

質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了しまして採決に入ります。

議案第69号 非農地通知の発出について、原案について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○田中会長

ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第69号 非農地通知の発出については、承認することに決しました。次へまいります。

日程第9 議案第70号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。はじめに事務局より提案理由説明をお願いいたします。

(事務局朗読説明)

○田中会長

ありがとうございました。以上で事務局からの説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。質疑、意見がある方はご発言をお願いいたします。よろしゅうございますか？質疑、意見がないようでございます。質疑、意見を終了し採決に入ります。

議案第70号 農用地利用集積計画の決定について、本案は計画通り決定することとし、妥当意見を付し、市長に回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○田中会長

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。よって、議案第70号 農用地利用集積計画の決定につきましては、計画通り決定することとし、妥当意見を付し市長に回答することに決しました。

以上をもちまして本総会に付議をされました案件の審議については全て終了をいたしました。  
これをもちまして令和6年第12回安芸高田市農業委員会総会を閉会といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時24分 閉会